31川 C 保 第 7 0 2 号 令 和 元 年 9 月 1 2 日

認可外保育施設 設置者 様

川崎市こども未来局 子育て推進部保育課長

保育料の引上げと無償化に関する留意事項(通知)

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和元年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴い、国においては、その対象範囲を検討するため「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」を開催し、昨年5月に報告書が発表されたところです。

この報告書では、「<u>今般の無償化を契機として、質の向上を伴わない理由のない保育料</u>の引上げが行われることにより、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことにならないようにすべきである。」という文言が盛り込まれています。

つきましては、各施設におかれましては、保育内容の充実(例:人員増、優秀な職員の 確保、施設設備や遊具等の備品の充実等)を伴わない保育料の引上げを行わないよう、十 分な御配慮をお願いいたします。

なお、従前のとおり、保育料の引上げを行う際には、引上げ理由及びその算出根拠等を 保護者に十分説明し、同意を得られた上で行っていただけますようお願いいたします。

(保育支援係担当)

電話: 0 4 4 - 2 0 0 - 3 1 2 8 mail: 45hoiku@city.kawasaki.jp